

【雇用が分かる証明書について】

基準日（令和 8 年 4 月 1 日）時点において、3 か月以上直接的かつ恒常的に雇用され、かつ、建設業法等により加入すべき社会保険に適正に加入していることがわかる証明書として、次のいずれかの書類を添付してください。

- (ア) 監理技術者資格者証の写し
- (イ) 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し
※「二以上事業所勤務被保険者標準報酬決定通知書」は該当しません。
- (ウ) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- (エ) 住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用、申請時直前のもの）の写し

- ・上記（ア）～（エ）で確認できない場合、次の（オ）及び（カ）の 2 点を提出してください。

（オ）賃金台帳またはそれに類する給与の支払いに関する書類、もしくは
所得税源泉徴収簿（3 か月分）

※最低賃金以下等著しく賃金が低い場合は雇用として認めない場合があります。

（カ）出勤簿（3 か月分）

※出勤日数が著しく少ない場合は雇用として認めない場合があります。

- ・（オ）、（カ）については、社会保険への加入義務がないと認められる場合に限り
ます。
- ・役員等で、（ア）～（カ）のいずれも提出できない場合は、登記簿や建設業許可
申請書及び役員等の一覧表の写し等を提出してください。